

## NISA 制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）

2013年6月6日

2014年5月27日

2015年10月23日

2017年8月16日

2018年6月7日

2019年4月26日

2020年6月19日

2023年5月23日

2025年8月4日

2026年6月17日

NISA 推進・連絡協議会

2014年1月より、我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るための、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA（ニーサ）」といいます。）が創設されました。

NISA 推進・連絡協議会では、2013年6月に、NISA 制度開始に向け、第一種金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限ります。）、登録金融機関及び投資信託委託会社（以下「金融機関等」といいます。）における NISA 口座の開設及び NISA 口座を通じた上場株式等の勧誘及び販売時の留意事項を取りまとめたところであります。

今般、令和8年度税制改正において、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や NISA 口座開設後の所在地確認に係る法令の廃止等が措置されたことから、本ガイドラインを改定いたしました。

今後、本協議会を構成する各業界団体の会員である金融機関等においては、当該留意事項を踏まえた適切な勧誘及び販売等を行うものとします。

### 記

#### 1. NISA 制度<sup>1</sup>の導入趣旨及び目的を踏まえた勧誘及び販売等における留意事項について

一般 NISA の当初の導入趣旨及び目的は、「個人の株式市場への参加を促進する」ことであっ

---

<sup>1</sup> 本ガイドラインにおける「NISA 制度」は、2014年1月から開始した一般 NISA（成人向けの少額投資非課税制度）、2016年4月から開始したジュニア NISA 制度（未成年者向けの少額投資非課税制度）、2018年1月から開始したつみたて NISA、2024年1月から開始した制度恒久化後の NISA を総称している。

たが、平成 25 年度税制改正において「我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進する」ことが新たに追加された。

このことは、既に証券投資を行っている層、以前に証券投資を行っていたが中断している層、投資経験が浅い層や投資経験がない層など国民各層が、等しく証券投資による非課税メリットを享受することにより、自助努力に基づく中長期の資産形成による成功体験を積み上げ、資産形成に係る習慣の定着、ひいては「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとするのが企図されているものと考えられる。

NISA を利用する層としては、投資経験及び投資資金ともに豊富で比較的年齢の高い層だけでなく、投資経験が浅くまた投資資金が少ない若年層まで幅広く考えられるため、特定の投資スタイルや投資行動に限定されるのではなく、本制度のなかで多様な資産形成ニーズに則した利用が考えられる。いずれにしても、その導入趣旨及び目的に則した利用の拡大を推進することは不可欠であり、その積み重ねを通じて期待される効果が発現すれば、本制度の延長及び恒久化並びに拡充及び簡素化に係る改正に繋がることも期待される。

また、平成 27 年度税制改正において、2016 年 4 月より投資家のすそ野拡大・成長資金の確保を図るためジュニア NISA が創設された。ジュニア NISA では、0 歳から 19 歳<sup>2</sup>の未成年者専用のジュニア NISA 口座の開設が可能となり、高齢者層による若年層への資産移転や若年層の将来に向けた資産形成を後押しする投資の枠組みが構築された。ジュニア NISA では、未成年者本人が成人するまでの資産形成を担保するために親権者等が代理して運用を行うこととなることやその年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの払出し制限が課されること、あるいは金融機関等の変更ができないなど、制度上、成人 NISA と異なる点がある。

さらに、平成 29 年度税制改正において、2018 年 1 月より少額からの長期・積立・分散投資を促進するためのつみたて NISA が創設された。つみたて NISA では、投資初心者による利用も視野に、対象を一定の投資信託に限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが求められる。

令和 5 年度税制改正においては、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要であるとして、NISA 制度の抜本的拡充・恒久化が行われることとなった<sup>3</sup>。具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設期間については期限を設けないこととされた。あわせて、個人のライフステージに応じて、資

2 令和元年度税制改正により、2023 年 1 月 1 日より、ジュニア NISA を利用できる年齢要件が 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げられている。

3 令和 2 年度税制改正において、2024 年 1 月から創設される予定であった 2 階建て NISA については、令和 5 年度税制改正における NISA 制度の抜本的拡充・恒久化により創設が見送られた。

金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資枠が拡充された。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な一般 NISA の役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされた。なお、NISA 制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等の商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監査及びモニタリングを強化することとされている。一般 NISA 及びつみたて NISA については、2023 年末で新規の口座開設及び買付が終了し、2024 年から新しい NISA へと一本化されることとなった。また、ジュニア NISA については、2023 年末で新規の口座開設及び買付が終了することとなった。

さらに、令和 8 年度税制改正においては、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃が措置され、0 歳から 17 歳の未成年者も NISA 口座を開設できることとなった。ジュニア NISA 制度同様に、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの払出し制限が課されること、金融機関等の変更ができないこととなっている（口座を廃止して別の金融機関等に新規開設することは可能。）。他方で、払出し制限の例外としては、ジュニア NISA 制度の災害等事由による払出しに加え、こどものライフイベントに応じて柔軟に利用できるように、その年 3 月 31 日において 12 歳である年以後には子の同意を得た教育資金等の特定事由による払出しである旨の届出をもって払い出すことが可能となった。

このように、金融機関等では、NISA 制度の導入趣旨及び目的、今後予定されている制度改正を踏まえつつ、個人投資家の生活設計やマネープランを考慮のうえ、NISA 制度の利用の提案や金融商品の提供、勧誘及び販売を行うべきである。

なお、NISA 制度の導入は、投資経験の浅い層や投資経験がない層に対して、金融リテラシーの向上を促し、ライフプランに応じた資産形成の重要性を広く浸透させる貴重な機会といえる。一方で、NISA 制度は投資によるリスクを伴う資産形成であることから、こうした層が NISA 制度を利用するに当たって、投資に関する基本的な知識や考え方について、さまざまな機会・ツールを通じて、平易に分かりやすく伝える努力をすべきである。

## 2. NISA 制度の主な制度上の留意事項について

NISA 制度が我が国の国民に幅広く利用され、また、定着していくためには、利用者及び金融機関等において、その仕組み及び特性等が正確かつ十分に理解されることが不可欠といえる。

このため、国民各層が NISA 制度の特性を踏まえ、適切かつ安定的な証券投資及び資産形成

を行うことができるよう、業態横断的な NISA 制度の主な制度上の留意事項を下記のとおり取りまとめた。

下記に掲げた事項は、それぞれ NISA 制度の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

(別紙 1) 2024 年以後の NISA 制度の主な制度上の留意事項について

(別紙 2) 一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA 制度の主な制度上の留意点について

以 上

## (別紙1) 2024年以降のNISA制度の主な制度上の留意事項について

2026年6月17日

次に掲げる事項は、それぞれ2024年以降のNISA制度(以下「NISA」という。)の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

### 1. NISA制度の主な制度上の留意事項について

#### (1) 同一年において一人一口座(一金融機関等)しか開設できないこと

※18歳未満のNISA口座(その年1月1日において17歳である年までの非課税口座及び特定課税未成年者口座のことを指す。以下同じ。)は同一年でなくとも一人一口座しか開設できない(口座を廃止して別の金融機関等に新規開設することは可能。)

NISA制度では、税務当局及び金融機関等が年間投資枠を適切に管理し、また、制度自体の簡素化を図る観点から、特定口座とは異なり、原則として同一年において一人一口座(一金融機関等)しか開設できない。

このため、金融機関等は、①同一年において一人一口座(一金融機関等)しか開設できないこと(金融機関等を変更した場合を除く。)、また、異なる金融機関等に口座内の上場株式等の移管ができないこと、②自社で取り扱う金融商品の種類について、NISAの利用者に必要に応じて、説明を行う必要がある。

NISA口座の開設にあたっては、口座開設の申込みから即日で開設し、同日に買付けを行うことが可能であるが、口座開設の申込みを受ける金融機関等においては、事後的に二重口座であったことが判明した場合、そのNISA口座で買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われ、買い付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等については、遡及して課税されることについて説明を行う必要がある。

#### (2) 損失は税務上ないものとされること

NISA制度では、配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、NISA口座内上場株式等を課税口座に払い出した場合は、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

このため、金融機関等は、①損失は税務上ないものとされること、②損益通算ができないことについて説明を行う必要がある。

### (3) 年間投資枠と非課税保有限度額が設定されていること

NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円（18 歳未満の NISA 口座 60 万円）／成長投資枠 240 万円（18 歳未満の NISA 口座 0 円））と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円（18 歳未満の NISA 口座 600 万円）、うち成長投資枠 1,200 万円（18 歳未満の NISA 口座 0 円））の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされる。

非課税保有限度額については、NISA 口座内上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等の取得価額（簿価）分だけ、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となる。2026 年以降は、原則 1 年に 1 回、前年末時点での特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額が通知されること（1 月 1 日において 18 歳以上である顧客に限る。）について説明を行う必要がある。

なお、株式累積投資の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなる。したがって、NISA 制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等は NISA を十分に利用できないことがあることから、金融機関等は、NISA の制度趣旨を踏まえた投資の紹介・提案や適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できるものではないことについて説明を行う必要がある。

### (4) 配当等は口座開設金融機関等経由で交付されないものは非課税とならないこと

NISA 制度の非課税の適用を受ける配当等とは、口座開設金融機関等経由で交付されたものに限られ、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）<sup>1</sup>が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

このため、金融機関等は、上場株式等に係る配当等のうち、口座開設金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことについて説明を行う必要がある。

### (5) 信託報酬等の概算値が原則として年 1 回通知されること

金融機関等は、買い付けた投資信託（ETF を除く。）の信託報酬等の概算値が原則として年 1 回通知されることについて説明を行う必要がある。

---

<sup>1</sup> 金融機関等の取引口座で受領する方式を「株式数比例配分方式」という。なお、公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられる。

## (6) 出国時の手続

NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、原則、NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管される。この場合には出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要である。

このため、金融機関等は、NISA 口座開設者が出国する場合には出国時の手続についてあらかじめ説明を行う必要がある。

また、2019年4月以降、給与等の支払をする者からの転任の命令（18歳未満のNISA口座の場合、口座開設者を扶養する親族に係る転任の命令を含む。）その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して一時的に出国する場合には、出国前に金融機関等に対して「継続適用届出書」を提出することにより、NISA 口座内で上場株式等を継続保有することが可能となり、「継続適用届出書」の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日まで上場株式等の配当等が非課税となる特例措置が講じられた。

このため、本特例措置への対応を行う金融機関等は、本特例措置の適用を受けようとする者に対して、以下の①から③までの事項について、出国前に説明を行う必要がある。

- ① 金融機関等に対して、出国前に「継続適用届出書」の提出が、帰国後に「帰国届出書」の提出が必要であること。また、出国してから5年を経過する日の属する年の12月31日までに金融機関等に対して「帰国届出書」の提出がなかった場合には、同日において非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなされることとなり、NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管されること。
- ② 出国期間中には、NISA 口座において買付け（分配金による再投資を含む。）ができないこと（売却や配当の受入れは非課税で可能。）。
- ③ 出国にあたって、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法第60条の2第1項）の対象となる者については、本特例措置の適用を受けることができないこと。

## 2. 定期的な所在地の確認に係る留意事項について

### (1) 顧客への周知について

海外転居や死亡等の要因によりNISAの利用資格を喪失した者がNISAを利用し続けてしまうことを避ける観点から、以下の点について、NISA 口座開設時に説明を行ったうえで、定期的なタイミングでも説明及び周知（電話、対面、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリ等）を行う必要がある。

- ・ 現行法令上、転居や死亡等の事由により顧客情報（氏名・住所等）に変更が生じた際には、金融機関へ「非課税口座異動届出書」、「非課税口座開設者死亡届出書」や「出国届出書」等を提出する義務があること
- ・ 定期的な顧客情報の確認が行えない場合、NISA 口座での新規買付を停止する場合がある

こと

(2) 定期的な所在地の確認、新規買付停止措置等について<sup>2</sup>

金融機関等は、顧客の状況等を踏まえ、所在地の変更を適時・適切に確認する必要がある。

①定期的にNISA口座を有する顧客に連絡のうえ、所在地の変更がないかの確認を行う。

**【確認の対象顧客】**

- ・NISA口座を開設している顧客
  - ※18歳未満のNISAを開設している顧客を含み、旧NISA口座<sup>3</sup>及びジュニアNISA口座のみ開設している顧客を除く。
  - ※なお、NISA資格のない者（死亡者、海外転居者）による利用の可能性が低いと考えられる場合（例えば、NISA口座に残高を有していない顧客、定期的に固定電話や訪問等の方法で直接折衝を行っている顧客など）は、定期的な確認の対象外とすることも考えられる。

**【連絡方法の考え方】**

- ・電話、対面での直接連絡、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリでの重要なお知らせの表示の方法などによって、所在地の確認実施に係る連絡を行うことが考えられる。

**【所在地確認の方法について】**

- ・新規口座開設時の税法上の本人確認方法や犯収法上の本人確認方法（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条に規定する顧客等の本人特定事項の確認方法）等により、所在地の確認を行うことが考えられる。
  - ・また、当該所在地の確認は、口座開設時のような本人であることの真正性の確認ではなく、NISA資格のない者によるNISAの利用がないかを確認することが趣旨であるため、顔写真のない本人確認書類1点による住所の確認や申告住所への転送不要郵便等による居住確認も可能であると考えられる。
- ※「非課税口座異動届出書」の提出時の本人確認等、他の手続き時に本人確認をした場合には、当該確認をもって所在地の確認を行ったとみなすことも考えられる。

**【確認頻度の考え方】**

- ・各社の顧客に対するサービス提供方法（対面・非対面）、顧客属性や顧客情報の確認状況（顧客管理の観点からの定期確認、マネー・ローンダリング対応等）等に応じて、確認頻度を定めることができる。
- ・ただし、少なくとも5年程度に1回は上記【所在地確認の方法について】に掲げられるような客観的な証跡を確認する方法での所在地の確認を行う必要がある。

<sup>2</sup> 定期的な所在地確認については、各社で態勢整備のうえ2028年より開始することとする。

<sup>3</sup> 旧NISA口座とは、2023年以前の法令に基づき開設された一般NISA及びつみたてNISAの口座を指す。

※5年かけて全顧客を1巡するのか、一時点で一斉確認をして反応のない顧客への対応に年数を充てるのかなどは、各社の顧客数や業態等に応じて定めることができる。

②上記①の確認ができない顧客に対して、定期的に所在地確認に係る催促の連絡を行う。

**【連絡方法の考え方】**

- ・①と同様に、電話、対面での直接連絡、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリでの重要なお知らせの表示の方法などが考えられる。

**【連絡内容の考え方】**

- ・NISA口座を開設している顧客の所在地確認を定期的に行う必要があるところ、現時点で確認ができていないこと及び各社が定める所定の期間までに確認ができない場合は新規買付が停止されること等を連絡することが考えられる。

③一定期間、①による所在地の確認ができなかった顧客に対して、NISA口座での新規買付停止（CAによる取得等を除く。）の措置等を行う。

**【新規買付の停止の考え方】**

- ・各社で定める一定期間内に所在地の確認が行えなかった場合は、当該確認が行えるまでの期間、NISA口座（成長投資枠/つみたて投資枠）での新規買付を停止する。
- ・新規買付には、累積投資契約に基づく定期定額の買付けや分配金再投資による買付けを含む。

**【一定期間の考え方】**

- ・①の確認時点からどれぐらいの期間が経過したら新規買付停止の措置を行うかは、各社における取引制限に関する他の規定等（顧客管理対応、マネロン対応等）を踏まえ定める必要がある。

※ただし、上記①の各社で定める定期的な所在地確認の所定の期間を過ぎても所在地の確認ができない顧客については、新規買付停止の措置を講ずる必要がある。

**【新規買付停止に係る通知】**

- ・所在地の確認ができず新規買付停止の措置等を行う場合は、当該措置を講ずる前にその旨を顧客に通知することが考えられる。

**（3）新規買付停止の措置を講じた顧客の税務当局への報告**

金融機関等は、（2）③で新規買付停止の措置等を講じた場合は、所轄税務署長への非課税口座年間取引報告書の提出時にその旨を報告する必要がある。

※なお、新規買付停止の措置を講じた後、顧客（又は相続人）に連絡が取れず、NISA口座の廃止等の措置が取られない間は、毎年、所轄税務署長への非課税口座年間取引報告書の提出時にその旨を報告する必要がある。

**【非課税口座年間取引報告書の記載方法】**

- ・「摘要」の欄に「【P】<sup>4</sup>」と記載すること。
- ※NISA 口座に残高を有していない顧客については、各社で所在地確認のうえ新規買付停止の措置を講じている場合であっても、税務当局への報告の対象外とする。

**(4) 税務当局より NISA 資格の喪失（死亡・海外転居）に係る情報を受領した場合の対応**

金融機関等は、(3)で税務当局に新規買付停止の措置等を講じた旨の報告を行った結果、税務当局より当該顧客の NISA 資格の喪失に係る情報を受領した場合は、法令に基づきそれぞれ以下の対応を速やかに行うとともに、税務当局への対応状況の連絡を行う必要がある【P】。

※なお、(3)の報告顧客について、国税庁から NISA 資格の喪失に係る情報提供がなかったことをもって、新規買付の停止措置を解除することはできず、金融機関における(2)①に定める方法により所在地確認が行えるまでは当該措置の解除はできないことに留意する。

**【海外転居が判明した場合の対応】**

- ・遡及適用日：出国の日（継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書を提出しなかった場合には同日）
- ・必要な対応<sup>5</sup>：非課税口座内上場株式等の課税口座への払出し、非課税口座の廃止、遡及適用日から払出しまでの間の遡及課税 等

**【死亡が判明した場合の対応】**

- ・遡及適用日：死亡した日
- ・必要な対応：「非課税口座開設者死亡届出書」の受領、非課税口座内上場株式等の課税口座への払出し、非課税口座の廃止、遡及適用日から払出しまでの間の遡及課税 等

**3. つみたて投資枠に係る留意事項について**

**(1) 積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による買付けを行うこと**

金融機関等は、つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）の締結が必要であることや同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われることについて説明を行う必要がある。

また、つみたて投資枠の対象となるETFにおいては、商品によって、顧客が設定する買付上限額の範囲内で取得することができる最大口数のETFを買い付ける方法が可能なもの

<sup>4</sup> 税務当局への報告及び税務当局からの情報受領の対応については、現在関係省庁間で調整中のため、確定次第改訂版を発出することとする。

<sup>5</sup> 金融機関等における実務的な対応については「NISAに係る実務上の取扱い」参照。

がある。この方法による買付けの場合、買付上限額の範囲内かつ口数単位での買付けとなるため、買付けの都度、買付金額・口数が変動する場合があること、顧客の設定金額を一定程度下回る金額（例えば、月 10,000 円ずつの累積投資設定金額のところ、1 口 5,500 円に値上がりした場合は 5,500 円の買付けとなるようなケース）での買付けとなる場合があること、市場価格の変動（上昇）によっては顧客の設定金額を上回り、買付けタイミングで 1 口も買付けられない場合が生じ得ることについて説明を行う必要がある。

#### **(2) 対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られること**

金融機関等は、つみたて投資枠で買付可能な商品が、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られることについて説明を行う必要がある。

### **4. 成長投資枠に係る留意事項について**

#### **(1) 対象商品は、NISA 制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られること**

金融機関等は、成長投資枠で買付可能な商品から、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等若しくは毎月分配型の投資信託等が除外されていることについて説明を行う必要がある。

### **5. 18 歳未満の NISA 口座に係る留意事項について**

#### **(1) 一人一口座（一金融機関等に限る。）しか開設できないこと**

18 歳未満の NISA 口座は、税務当局及び金融機関等が非課税保有限度額や契約不履行等事由による払出しを適切に管理する観点から、原則として一人一口座（一金融機関等に限る。）しか開設できないこと及び成人後の NISA 口座のように金融機関変更を行うことができない<sup>6</sup>ことを説明する必要がある。また、18 歳未満の NISA 口座では、成人後の NISA 口座とは異なり成長投資枠は設けられないことや、ジュニア NISA とは異なり特定課税未成年者口座において有価証券を管理できないことについても必要に応じて説明する必要がある。

#### **(2) 18 歳までの払出し制限**

その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは、原則として 18 歳未満の NISA 口座からの払出しはできない。18 歳未満の NISA 口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合は、18 歳未満の NISA 口座が廃止され、当該口座内の上場株式等についてはその時点で非課税の適用なく譲渡及び取得があったものとされ、過去に非課税とされた配当等や譲渡益については非課税の適用がなかったものとされて、払出し時に課税される。金融機関等は、この払出し時の課税について、口座開設時及び払出し時の両時点において、18 歳未満の NISA 口座の利用者（口座開設者本人、口座開設者本人の法定代

<sup>6</sup> ただし、非課税口座を廃止（当該口座で取引があった場合には遡及して課税される）して、別の金融機関に新規に口座開設することは可能。

理人及び運用管理者をいう。以下同じ。)に説明を行う必要がある。

なお、例外として非課税での払出しが可能となるのは、①災害、疾病等のやむを得ない事由による払出し（この場合は18歳未満のNISA口座が廃止される。）、又は、②その年3月31日において12歳である年以降に、口座開設者本人の教育費や生活費に充てることを金融機関等に届け出た場合の一定要件下での払出し（この場合は18歳未満のNISA口座が廃止されない。）などに限られ、金融機関等はこれらの例外的な非課税での払出しの取扱いについても説明を行う必要がある。

### (3) 12歳以降の口座開設者本人の教育費等に充てるための払出しの手続

口座開設者本人がその年3月31日において12歳である年以降からその年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までの間、(2)のなお書き②に該当する場合であれば払出しが可能となるが、その際、金融機関等は払出しの権限を有する者に対し、口座開設者本人の同意が必要であることを説明する必要がある。また、金融機関等においては、口座開設者本人の同意を得たこと、払出し資金の用途や口座開設者本人のために当該資金が使われること等について、払出しの都度<sup>7</sup>、書面により確認<sup>8</sup>を行う必要がある。

なお、払い出される資金は、あくまでも口座開設者本人の資金であるため、金融機関等は、口座開設者の本人名義口座への振替・振込み等により払出しを行う必要がある。

### (4) 払出しの権限を有する者

18歳未満のNISA口座内の資産はあくまでも口座開設者本人に帰属するものの、口座開設者本人が未成年者（制限行為能力者）である間の払出しは口座開設者本人の法定代理人が行う必要がある。金融機関等は、口座開設者本人の法定代理人が払出しの手続を行う必要があることについて、口座開設時において18歳未満のNISA口座の利用者に説明を行うとともに、払出し時において払出しを行おうとする者に説明を行う必要がある。

### (5) 払出しを行った資金に関する説明

金融機関等は、法定代理人による払出し時に、(3)のとおり、払出しを行った資金が口座開設者本人に帰属することについて確認を行うほか、払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税の課税上の問題等が生じる旨を確実に説明する必要がある。

### (6) 口座開設者本人の資金であることの担保

18歳未満のNISA口座の口座開設者は未成年者であり、民法に規定される制限行為能力

7 定期定額の払出し（例：塾代1万円×24か月）について、初回の払出し時にその期間や都度払い出す額等を特定した上で(3)の本人の同意を得たことや資金用途等の確認を行った場合であれば、払出しの度に顧客から届出を受けることなく、毎月当該金額ずつ払い出すことも考えられる。なお、事情変更が生じた場合（例えば、別の教育費の支払に充てるなど）には、改めて届出を受ける必要がある。

8 「書面による確認」は①払出し資金の用途（教育費又は生活費の別）及び口座開設者本人の同意（署名等）その他必要な事項を記載した書面を対面又は郵送で提出を受け確認する方法のほか、②当該書面を電子化したものを電磁的方法により提出を受け確認する方法を含む。なお、口座開設者本人の同意については、通話録音や電子サインにより確認することも考えられる。

者に該当する。そのため、原則として口座開設の手續等は口座開設者本人の法定代理人が代理して行うことが想定されることから、他の未成年者の口座等と同様に当該法定代理人が18歳未満のNISA口座を名義口座として利用することが懸念される。

18歳未満のNISA口座が名義口座として利用されることを防ぐ観点から、18歳未満のNISA口座の資金は、厳に口座開設者本人に帰属する資金に限定される必要がある。とりわけ、祖父母や親権者等から提供を受けた資金を18歳未満の口座開設者本人のNISA口座に拠出する場合には、未成年者に贈与済みの資金<sup>9</sup>であり、祖父母や親権者等に帰属するものではないことを確認する必要がある。

このため、金融機関等は、18歳未満のNISA口座への資金拠出について、口座開設者本人の銀行口座からの振替・振込み、18歳未満のNISA口座を開設している金融機関等における18歳未満のNISA口座以外の口座開設者本人名義の証券口座からの振替・振込み又は口座開設者本人（法定代理人が口座開設者本人を代理して行う場合を含む。）による現金での入金に限る必要がある。また、金融機関等は、18歳未満のNISA口座開設時において、法定代理人から、及び運用管理者が親権者以外の者である場合には当該者から、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金によって投資が行われないことを証する書面等の提出を求める必要がある。

さらに、金融機関等は、口座開設時において、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じうる旨について説明を行う必要がある。

## （7）運用管理者の範囲

日本証券業協会の自主規制規則では、不公正取引の未然防止及び適正な顧客管理並びに税制上の公平性等の観点から、協会員及びその従業員に対して仮名取引<sup>10</sup>の受託を禁止しているが、運用管理者を通じた口座開設者本人の注文の受託を規制するものではない。

しかしながら、18歳未満のNISA口座が未成年者である口座開設者本人以外の者により仮名口座として利用されることを防ぐ観点から、金融機関等は、18歳未満のNISA口座の運用管理者について、口座開設者本人の法定代理人、又は法定代理人から明確な書面による委任<sup>11</sup>を受けた口座開設者本人の二親等以内の者に限定する必要がある。

なお、口座開設者本人が18歳になったときに法定代理権が消滅するため、金融機関等は、原則として、口座開設者本人からの注文を受ける必要がある。

---

9 その年に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下であれば、原則として贈与を受けた者に贈与税がかからない。ただし、毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受けることが、贈与者との間で契約（約束）されている場合には、契約（約束）した年に、定期金給付契約に基づく定期金に関する権利（10年間にわたり100万円ずつの給付を受ける契約に係る権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかる（国税庁HP タックスアンサー No. 4402）。

10 「仮名取引」とは、口座開設者とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引のことであり、例えば、顧客が架空名義あるいは他人の名義を使用してその取引の法的効果を得ようとする取引のことをいう。

11 「書面による委任」は電磁的方法での委任を含む。

#### (8) 口座開設者本人からの取引注文の受託

未成年者（制限行為能力者）である口座開設者本人が18歳未満のNISA口座における取引の注文を行う場合には、金融機関等は、その注文の受託に関して適切な対応が求められる。具体的には、民法上、法定代理人は、未成年者の取引を取り消すことができるため、金融機関等は、法定代理人から、取引に関しての同意を求める必要がある。

法定代理人からの同意については、原則として、取引の都度、取引の内容（対象物となる金融商品、売り・買いの別（設定又は解約の別）、支払手数料）を記載した書面等（通話録音等を含む。）により確認することが考えられる。

なお、法定代理人からの包括的な同意を得ることも可能であるが、その際には、同意の対象となる具体的な取引行為及び取引の対象物を特定する必要があり、当該取引の内容を記載した書面<sup>12</sup>により確認することが考えられる<sup>13</sup>。

#### (9) 18歳未満のNISA口座の口座開設者が18歳の年を迎えた場合の取扱い

18歳未満のNISA口座の口座開設者本人がその年1月1日において18歳の年を迎えると、18歳未満のNISA口座は、成人後のNISA口座に自動的に移行（非課税保有限度額が成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円になるなど）することを説明する必要がある。

#### (10) 18歳未満のNISA口座に係る残高の通知及び成人後のNISA口座への移行時の通知

金融機関等は、口座開設者本人が一定の年齢（12歳）に達した後や成人後のNISA口座への移行時期には、口座開設者本人に対して18歳未満のNISA口座に係る残高を通知する必要がある。また、(9)のとおり、成人後のNISA口座へ移行すること等を口座開設者本人に知らせる観点や、口座開設者本人に口座の存在を知らせずに口座開設者本人の成人後も法定代理人であったものが独断で利用を続けることを防ぐ観点から、金融機関等は、成人後のNISA口座への移行時期に口座開設者本人に対して、18歳未満のNISA口座が成人後のNISA口座に移行する旨を通知する必要がある。

#### (11) 18歳以降の口座開設者本人の適合性の確認

金融機関等は、口座開設者本人が18歳以降に初めて取引等を行うまでの間において、本人の適合性の確認を行う必要がある。

以 上

12 「取引の内容を記載した書面」は電磁的方法での包括的同意を含む。

13 例えば、18歳未満の口座開設者本人からの取引注文であれば、取引注文の都度、法定代理人の承諾を得ることを始め、年齢に応じた対応を行うことなども考えられる。他方で、例えば、15歳未満の口座開設者の場合には、年少の未成年者であることを理由として、法定代理人の同意があったとしても、一律に取引の注文を受託しないといった対応も考えられるが、この場合には、民法上、未成年者は、年齢にかかわらず法定代理人の同意があれば、原則として有効に取引を行うことができるとされていることを踏まえ、口座開設前に18歳未満のNISA口座の利用者に対して、あらかじめ説明を行う必要がある。

(別紙2) 一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA制度の主な制度上の留意事項について

2026年6月17日

次に掲げる事項は、それぞれ一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA制度(以下「NISA」という。)の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

## 1. NISA制度の主な制度上の留意事項について

### (1) 一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA制度を新たに利用することはできないこと

一般NISA・つみたてNISAについては、2024年から制度の抜本的拡充及び恒久化が行われたこと、ジュニアNISAにおいては制度の延長措置がなされなかったことに伴い、一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA制度を新たに利用することはできないことについて、必要に応じて説明を行う必要がある。

また、NISA制度では、税務当局及び金融機関等が年間投資枠を適切に管理するなどの観点から、特定口座とは異なり、異なる金融機関等に口座内の上場株式等の移管ができないことも、NISAの利用者に必要に応じて説明を行う必要がある。

なお、ジュニアNISAでは、成人を対象としたNISA(一般NISA、つみたてNISA及び2024年以後のNISAのことをいう。)と異なり、金融機関等の変更ができない点についても説明を行う必要がある<sup>1</sup>。

### (2) 損失は税務上ないものとされること

NISA制度では、配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、非課税保有期間が満了した場合等に、口座から上場株式等が払い出される場合(ジュニアNISAにおいて異なる年分の継続管理勘定に移管される場合(以下、「ロールオーバー」という。)を含む。)には、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

このため、金融機関等は、①損失は税務上ないものとされること、②損益通算ができないことについて説明を行う必要がある。

なお、ジュニアNISAの課税未成年者口座における損失については損益通算が可能であ

---

<sup>1</sup> 金融機関等の変更により複数の金融機関等にジュニアNISA口座が開設されている場合には、複数の金融機関等において一律に全部払出しや遡及課税を行うことが実務上困難であり、変更後金融機関等に変更前金融機関等の課税情報を引継ぐことも困難である。また、払出し制限があるため、金融機関等が異なれば、ロールオーバー等ができないといった問題から、金融機関等の変更ができないこととされている。

ることについても説明を行う必要がある。

### (3) 配当等は口座開設金融機関等経由で交付されないものは非課税とならないこと

NISA 制度の非課税の適用を受ける配当等とは、口座開設金融機関等経由で交付されたものに限られ、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）<sup>2</sup>が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

このため、金融機関等は、上場株式等に係る配当等のうち、口座開設金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことについて説明を行う必要がある。

### (4) 非課税保有期間終了時の手続

金融機関等は、一般 NISA、つみたて NISA の非課税保有期間終了時の手続に関する以下の①から②までの事項について、あらかじめ説明を行う必要がある。

① 非課税保有期間終了時、一般 NISA 又はつみたて NISA 口座内の上場株式等は特段の手続なしに課税口座（当該一般 NISA 又はつみたて NISA 口座を開設している金融機関等に特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管され、2024 年以降の NISA への移管はできないこと。

② 一般 NISA 口座又はつみたて NISA 口座を開設している金融機関に特定口座が開設されているものの、一般口座に移管を希望する場合には、移管依頼書の提出が必要となること。

金融機関等は、ジュニア NISA 口座における非課税保有期間終了時の手続に関する以下の③から⑤までの事項について、あらかじめ説明を行う必要がある。

③ 1 月 1 日時点で 18 歳以上である場合、非課税保有期間終了時、ジュニア NISA 口座内の上場株式等は特段の手続なしに課税口座（当該ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等に特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管されること。

④ 1 月 1 日時点で 18 歳未満である場合、非課税保有期間終了時、ジュニア NISA 口座内の上場株式等は特段の手続なしに継続管理勘定に移管されること、当該移管については移管時の価額の上限額が撤廃されていること、継続管理勘定内の上場株式等は 1 月 1 日時点で 18 歳である場合、特段の手続なしに課税口座（当該ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等に特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管されること。

⑤ ジュニア NISA 口座に継続管理勘定が設定されているものの、特定口座又は一般口座に移管を希望する場合には、移管依頼書の提出が必要となること。

---

<sup>2</sup> 金融機関等の取引口座で受領する方式を「株式数比例配分方式」という。なお、公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられる。

#### (5) 2024 年以降の NISA について

金融機関等は、一般 NISA、つみたて NISA 及びジュニア NISA 口座を開設する者に対して、2024 年から NISA 制度の抜本的拡充及び恒久化が行われたことに伴い、以下の①から⑤までの事項について、適時適切に説明を行う必要がある。

- ① 2024 年以降、一般 NISA、つみたて NISA 口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができないこと。
- ② 2024 年以降の NISA 口座で受け入れることができる商品は、特定累積投資勘定においてはつみたて NISA と同様であり、特定非課税管理勘定においては、一般 NISA の投資対象商品からデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等、整理銘柄又は監理銘柄に指定された上場株式及び株式投資信託のうち信託期間 20 年未満又は毎月分配型の商品が除かれたものとなること。
- ③ 一般 NISA、つみたて NISA 及びジュニア NISA で買い付けた商品は、2024 年以降の NISA 口座に移管できないこと。
- ④ 2023 年末時点で利用可能な一般 NISA 又はつみたて NISA 口座を開設している場合、2024 年に当該一般 NISA 又はつみたて NISA 口座を開設している金融機関等に新しい NISA 口座が自動開設されること。
- ⑤ 2024 年から 2027 年の間であれば、ジュニア NISA 口座を開設する者が 1 月 1 日時点で 18 歳である場合、当該ジュニア NISA を開設している金融機関等に新しい NISA 口座が自動開設されること。

#### (6) 出国時の手続

NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要である。この場合には NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管される。

このため、金融機関等は、NISA 口座開設者が出国する場合には出国時の手続についてあらかじめ説明を行う必要がある。

また、2019 年 4 月以後、給与等の支払いをする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して一時的に出国する場合には、出国前に金融機関等に対して「継続適用届出書」を提出することにより、NISA 口座内で上場株式等を継続保有することが可能となり、「継続適用届出書」の提出をした日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで上場株式等の配当等が非課税となる特例措置が講じられた。

このため、本特例措置への対応を行う金融機関等は、本特例措置の適用を受けようとする者に対して、以下の①から③までの事項について、出国前に説明を行う必要がある。

- ① 出国期間中には、NISA 口座において買付け（分配金による再投資を含む。）ができないこと。

- ② 帰国後に、金融機関等に対して「帰国届出書」の提出が必要であること。また、出国してから5年を経過する日の属する年の12月31日までに金融機関等に対して「帰国届出書」の提出がなかった場合には、同日において非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなされることとなり、NISA口座が廃止され、NISA口座内の上場株式等は課税口座に移管されること。
- ③ 出国にあたって、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法第60条の2第1項）の対象となる者については、本特例措置の適用を受けることができないこと。

## 2. つみたてNISAに係る留意事項について

次に掲げる事項は、つみたてNISAの利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

### (1) 信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されること

金融機関等は、つみたてNISAに係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託（ETFを除く。）の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されることについて説明を行う必要がある。

## 3. ジュニアNISAに係る留意事項について

次に掲げる事項は、それぞれジュニアNISAの利用者（口座開設者本人、口座開設者本人の法定代理人及び運用管理者をいう。以下同じ。）に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

### (1) 運用管理者の範囲

日本証券業協会の自主規制規則では、不公正取引の未然防止及び適正な顧客管理並びに税制上の公平性等の観点から、協会員及びその従業員に対して仮名取引<sup>3</sup>の受託を禁止しているが、運用管理者を通じた口座開設者本人の注文の受託を規制するものではない。

しかしながら、ジュニアNISA口座が未成年者である口座開設者本人以外の者により仮名口座として利用されることを防ぐ観点から、金融機関等は、ジュニアNISA口座の運用管理者について、口座開設者本人の法定代理人、又は法定代理人から明確な書面による委任を受けた口座開設者本人の二親等以内の者に限定する必要がある。

なお、口座開設者本人が18歳になったときに運用管理者が親権者等の法定代理人であった場合には、法定代理権が消滅するため、金融機関等は、原則として、口座開設者本人からの運用指図を受ける必要がある。

### (2) 18歳までの払出し制限

---

3 「仮名取引」とは、口座開設者とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引のことであり、例えば、顧客が架空名義あるいは他人の名義を使用してその取引の法的効果を得ようとする取引のことをいう。

その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできない。ジュニアNISA口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税される<sup>4</sup>。金融機関等は、この払出し時の課税について、口座開設時及び払出し時の両時点において、ジュニアNISAの利用者に説明を行う必要がある。

### (3) 払出しの権限を有する者

ジュニアNISA口座内の資産はあくまでも口座開設者本人に帰属することから、払出しは口座開設者本人又は口座開設者本人の法定代理人に限り行うことができることとなる。金融機関等は、この払出しの権限を有する者について、口座開設時においてジュニアNISAの利用者に説明を行うとともに、払出し時において払出しを行おうとする者に説明を行う必要がある。

### (4) 成人になるまでの払出しの手続

口座開設者本人が成人になるまでのジュニアNISA口座からの払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要である。ただし、口座開設者本人が年少であることなどを理由に同意が確認できない場合には、払い出される資金が口座開設者本人のために使われることを確認する必要がある。また、金融機関等においては、当該払出しの事実とともに、口座開設者本人の同意を得たこと又は口座開設者本人のために使われることを確認したことについて確認・記録する必要がある。

なお、払い出される資金は、あくまでも口座開設者本人の資金であるため、金融機関等は、口座開設者の本人名義口座への振替・振込み等により払出しを行う必要がある。

### (5) 払出し制限の解除通知

払出し制限が解除された後に、法定代理人が口座開設者本人に資金の存在を伝えずに、独断で払出しを行うことを防ぐ観点から、金融機関等は、払出し制限が解除された時期に、

---

4 租税特別措置法上、非課税での払出しが可能となるやむを得ない事由とは、以下に掲げる場合となる（租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項）。

- ① 口座開設者本人が居住する家屋（その者又は生計を一にする親族が所有）が、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合
  - ② 口座開設者本人の扶養者が当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った医療費（医療費控除の対象となるもの）の金額の合計額が200万円を超えた場合
  - ③ 口座開設者の扶養者が、配偶者と死別若しくは離婚した場合又はその扶養者の配偶者が生死不明となり、かつ、これらの事由が生じた日の属する年の12月31日（その扶養者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）においてその扶養者が所得税法上の寡婦若しくはひとり親に該当し、又は該当することが見込まれる場合
  - ④ 口座開設者本人又はその者の扶養者が、所得税法上の特別障害者になった場合
  - ⑤ 口座開設者本人の扶養者が、雇用保険法上の特定受給資格者若しくは特定理由離職者に該当することとなったこと又は経営の状況の悪化によりその事業を廃止したことその他これに類する事由が生じた場合
- 上記の場合に該当しても、非課税払出しは、口座開設者本人が納税地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた確認をした旨の記載がある書面を、証券会社等に対して、やむを得ない事由が生じた日から1年以内に提出した場合に限られている。

口座開設者本人に対して、払出し制限が解除された旨を通知する必要がある。

#### (6) 払出しを行った資金に関する説明

金融機関等は、法定代理人による払出し時（払出し制限解除後の払出しを含む。）に、払出しを行った資金が口座開設者本人に帰属することについて確認を行うほか、払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じうる旨を確実に説明する必要がある。

#### (7) 口座開設者本人からの取引注文の受託

未成年者（制限行為能力者）である口座開設者本人がジュニア NISA 口座における取引の注文を行う場合には、金融機関等は、その注文の受託に関して適切な対応が求められる。具体的には、民法上、法定代理人は、未成年者の取引を取り消すことができるため、金融機関等は、法定代理人から、取引に関しての同意を求める必要がある。

法定代理人からの同意については、原則として、取引の都度、取引の内容（対象物となる有価証券、売り・買いの別（設定又は解約の別）、支払手数料）を記載した書面等（通話録音等を含む。）により確認することが考えられる。

なお、法定代理人からの包括的な同意を得ることも可能であるが、その際には、同意の対象となる具体的な取引行為及び取引の対象物を特定する必要がある、当該取引の内容を記載した書面により確認することが考えられる<sup>5</sup>。

#### (8) 口座開設者本人の資金であることの担保

ジュニア NISA 口座の口座開設者は未成年者であり、民法に規定される制限行為能力者に該当する。そのため、原則として口座開設の手続等は口座開設者本人の法定代理人が代理して行うことが想定されることから、当該法定代理人がジュニア NISA 口座を名義口座として利用することが懸念される。

ジュニア NISA 口座が名義口座として利用されることを防ぐ観点から、ジュニア NISA 口座の資金は、厳に口座開設者本人に帰属する資金に限定される必要がある。とりわけ、祖父母や親権者等が資金を拠出する場合には、未成年者に贈与済みの資金であり、祖父母や親権者等に帰属するものではないことを確認する必要がある。

このため、金融機関等は、ジュニア NISA 口座への資金拠出について、口座開設者本人の銀行口座からの振替・振込み、ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等におけるジュニア NISA 口座以外のジュニア NISA 口座開設者本人名義の証券口座からの振替・振込み又は口座開設者本人（法定代理人が口座開設者本人を代理して行う場合を含む。）による現金

---

5 例えば、18歳未満の口座開設者本人からの取引注文であれば、取引注文の都度、法定代理人の承諾を得ることを始め、年齢に応じた対応を行うことなども考えられる。他方で、例えば、15歳未満の口座開設者の場合には、年少の未成年者であることを理由として、法定代理人の同意があったとしても、一律に取引の注文を受託しないといった対応も考えられるが、この場合には、民法上、未成年者は、年齢にかかわらず法定代理人の同意があれば、原則として有効に取引を行うことができるとされていることを踏まえ、口座開設前にジュニア NISA の利用者に対して、あらかじめ説明を行う必要がある。

での入金に限る必要がある。また、金融機関等は、ジュニア NISA 口座開設時において、法定代理人から、及び運用管理者が親権者以外の者である場合には当該者から、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金によって投資が行われないことを証する書類等の提出を求める必要がある。

さらに、金融機関等は、口座開設時において、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じうる旨を書面等により説明を行う必要がある。

#### (9) 口座開設者本人への通知

金融機関等は、口座開設者本人が一定の年齢（15 歳）に達した後は、口座開設者本人に対してジュニア NISA 口座に係る取引残高を通知する必要がある。また、金融機関等は、口座開設者本人に対して払出し制限が解除された旨を通知する際に、改めて口座開設者本人に対してジュニア NISA 口座に係る取引残高を通知する必要がある。

#### (10) 本人が 18 歳を迎えた以降の本人の適合性の確認

金融機関等は、口座開設者本人が 18 歳に達した後に取引等を行うまでの間において、本人の適合性の確認を行う必要がある。

#### (11) 出国時の手続

金融機関等は、ジュニア NISA 口座開設者の出国時の時期に応じて、出国時の手続について説明を行う必要がある。

① ジュニア NISA 口座開設者が、3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに出国により非居住者となる場合

出国前に金融機関等に対して「出国移管依頼書」の提出が必要である。この場合にはジュニア NISA 口座内の上場株式等は課税ジュニア NISA 口座に移管する必要がある。

また、ジュニア NISA 口座開設者が帰国をした後は、その帰国の時期によって取扱いが次のとおり異なる。

イ 3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに帰国した場合

金融機関等に対して「未成年者帰国届出書」を提出する必要がある（ただし、出国の際にジュニア NISA 口座から課税ジュニア NISA 口座に移管した上場株式等は、帰国しても、ジュニア NISA 口座に移管することができない）。

ロ 3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日から、1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの間に帰国した場合（※1 月 2 日から 3 月 31 日の間に 18 歳となる者のみが対象）

金融機関等に対して「未成年者帰国届出書」を提出する必要がある（ただし、出国の際にジュニア NISA 口座から課税ジュニア NISA 口座に移管した上場株式等は、帰国しても、ジュニア NISA 口座に移管することができない）。3 月 31 日時点で 18 歳であ

る年の1月1日に達した時点で、課税ジュニア NISA 口座の払出し制限は解除され、課税ジュニア NISA 口座内の上場株式等や金銭等を払出すことが可能である。

ハ 1月1日において18歳である年の1月1日以後に帰国をした場合

1月1日において18歳である年の前年12月31日までに帰国した旨の届出を行わなかった場合、同日の翌日に未成年者口座廃止届出書の提出が行われたとみなされる。

② ジュニア NISA 口座開設者が、3月31日時点で18歳である年の1月1日以後に出国により非居住者となる場合

出国前に金融機関等に対して「未成年者出国届出書」の提出が必要である。この場合にはジュニア NISA 口座が廃止され、ジュニア NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管する必要がある。

## (12) 2024年以降のジュニア NISA 口座の取扱いについて

ジュニア NISA については、2023年末をもって口座開設可能期間が終了したことから、金融機関等は利用者に対して、以下の①から④までの事項について、適時適切に説明を行う必要がある。

① 2024年以降、ジュニア NISA 口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができないこと。

② 2023年末までにジュニア NISA 口座で買い付けた上場株式等については2024年以降、当該ジュニア NISA 口座に設定される継続管理勘定に移管することで、口座開設者本人がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までの間は、引き続き非課税で保有することができること。

③ 2024年以降、契約不履行等事由に該当するジュニア NISA 口座からの払出しを行う場合であっても過去に非課税として支払われた譲渡益及び配当金等について非課税として取り扱うことができること。

※このため、(5)の払出し制限が解除された旨の通知も2024年以降は不要となる。

④ 2026年以降、以下のいずれか遅い日においてジュニア NISA 口座を開設している場合には「未成年者口座廃止届出書」を提出したとみなしてジュニア NISA 口座を廃止すること<sup>6</sup>。

イ ジュニア NISA 口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

ロ その年の1月1日において18歳である年の1月1日

ハ 2026年1月1日

以上

---

<sup>6</sup> 2024年から2027年の間、ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等に成人を対象とする NISA 口座が自動開設されることになるが、当該 NISA 口座が開設された後に当該ジュニア NISA 口座が廃止されることとなる。